

青森県報

第四千四百十六号

平成三十年
二月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出…………… (同) …… 一

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定…………… (同) …… 二

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出…………… (同) …… 三

○ 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 三

○ 漁船保険付保義務の発生…………… (同) …… 三

○ 公共測量の終了…………… (監理課) …… 四

○ 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 四

○ 道路の供用の開始…………… (同) …… 五

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (県下北地域局) …… 五

○ 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生生活文化課) …… 五

出先機関

○ 土地改良区の役員の内退…………… (中南地域局) …… 六

告 示

青森県告示第百十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
さいとう耳鼻咽喉科クリニック	三沢市堀口二丁目一の二	平成 三元二二六
ミライフルホームナースサービス八戸	八戸市南類家二丁目一七の一九	三・一・一

青森県告示第百十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日

変更前	福田眼科医院	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢五九の一〇七	平成 二元・二・三
変更後	医療法人明央会福田眼科医院		
変更前	伊藤眼科クリニック	青森市東造道一丁目四の三	平成 三元・一・一
変更後	青森眼科皮フ科クリニック		

青森県告示第百十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	けんこう堂薬局	所 在 地	三戸郡五戸町字下大町一八の四	指定辞退 年月日	平成 二元・二・三
	角田外科クリニック		弘前市大字城東四丁目四の一八		二元・三・三〇
	サン調剤薬局三沢店		三沢市大字三沢字堀口二三九の三		三〇・一・三

青森県告示第百十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 分	氏 名	名 称	所 在 地	担 当 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
難病指定	黒川 景子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	皮膚科	平成 二元・三・三
難病指定	清水 将之	清水クリニク	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	内科、外科、胃腸科、整形外科	平成 三元・一・二〇

青森県告示第百二十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 分	氏 名	名 称	所 在 地	担 当 科 名	指 定 年 月 日
難病指定	佐々木 規	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	整形外科	平成 二元・二・二七
難病指定	齋藤 晋一	さいとう耳鼻咽喉科クリニック	三沢市堀口二丁目一の二	耳鼻咽喉科	平成 二元・二・二六
協力難病 指定医	清水 将之	清水クリニク	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	内科、外科、胃腸科、整形外科	平成 三元・一・二
難病指定	増田 信也	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	心臓血管外科	平成 三元・一・二五

医 難病指定	医 難病指定
水谷 久太	伊藤 浩平
八戸赤十字病院	八戸赤十字病院
八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二
消化器内科	神経内科
〃	三〇・一・二九

青森県告示第百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	の区分
末綱 太	柳橋 次雄	柳澤 道朗	柳澤 道朗	柳澤 道朗	柳澤 道朗	氏 名
医療法人雄心会青森新都市病院	八戸市立市民病院	村上新町病院	ミッドライフクリニック	弘前温泉水養生医院	弘前大学医学部附属病院	主として指定難病の診断を行う医療機関
青森市大字石江一字高間一〇九の一八	八戸市大字田向字毘沙門平一	青森市新町二丁目一の一三	青森市新町一丁目二の五	弘前市大字真土の字勝剣林三三四の一	弘前市大字本町五三	名 称
整形外科	内科	内科	内科	整形外科	整形外科	所 在 地
三〇・一・一	二五・二〇・一〇	二五・二〇・一〇	二五・二〇・一〇	平成二五・二〇・一	平成二五・二〇・一	担当する診療科名
						変 更 年 月 日

青森県告示第百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 敏行 北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の二 磯野 益雄	下前区域 下前漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

青森県告示第百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により
公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字野内字菊川二六三 青森市大字前田字湯の沢二 青森市八重田二丁目四の八	青森
横内 憲悟 澤田 繁悦 齋藤 貞一	

青森県告示第百二十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
国 道			四五四号	八戸市大字豊崎町字長窪二二の四から 三戸郡五戸町大字豊間内字高寺前九四まで 八戸市大字豊崎町字桜渡三二の一から 三戸郡五戸町大字扇田字姥坂七の一まで 八戸市大字豊崎町字桜渡三二の一から 三戸郡五戸町大字扇田字姥坂七の一まで	前 後	一六・五〇メートルから 一八・〇〇メートルまで 七・六〇メートルから 八二・六〇メートルまで 七・六〇メートルから 五五・六〇メートルまで	二、三六八・五〇メートル 三、六九〇・〇〇メートル 三、六九〇・〇〇メートル	

一 測量計画機関

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

二 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 測量の期間

平成二十九年九月一日から平成三十年二月九日まで

四 測量の地域

つがる市下牛潟町及び豊富町

青森県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年三月二十二日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年三月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道四五四号	八戸市大字豊崎町字長窪六五の一から三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地三の四まで	平成三〇・二・二三
県道五所川原浪岡線	青森市浪岡大字吉野田字木戸口二四の一から青森市浪岡大字吉野田字平野一八〇の一まで	〃

青森県告示第百二十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧		

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成三十年二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人六ヶ所村体育協会
- 三 代表者の氏名
久保 勝廣
- 四 主たる事務所の所在地
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附九九二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、六ヶ所村を中心とする地域住民を対象に、スポーツの普及・振興とスポーツ交流・健康づくりに関する事業を行い、地域住民の健康維持及び増進に寄与することを目的とする。

佐井	下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良 下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七 七 館脇 修 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出 一夫	平成三十年二月二十三日から同年三月九日まで	佐井村漁業協同組合
----	---	-----------------------	-----------

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員が退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年二月二十三日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事 〳	下山 昭弘 岩山 登	弘前市大字堀越字柏田七三の三 〳 大字石川字村元一七	平成二九・九・三〇 三〇・一・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭